

# 平成 20 年 管理建築士資格取得講習の案内

平成 20 年 6 月  
財団法人建築技術教育普及センター

平成 18 年 12 月 20 日に公布された新建築士法では、建築士事務所を管理する建築士（以下管理建築士）の要件が強化されました。

管理建築士は、建築士として 3 年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了することとされており、新建築士法の施行前においてもその実施が認められている（いわゆる「みなし講習」）ところです（新建築士法施行は平成 20 年 11 月 28 日）。なお、既に管理建築士として業務に従事されている方々も、新建築士法施行日から起算して 3 年を経過する日までに、管理建築士講習の課程を修了することとされております。

当センターでは、これから管理建築士になられる方や、既に管理建築士として業務に従事している方に対し、国土交通省に設置されている社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会において、平成 19 年 12 月に取りまとめられた内容に従って「管理建築士資格取得講習」を実施いたします。なお、本講習が管理建築士の資格取得のための講習（いわゆる「みなし講習」として国から認められるためには、今後制定される講習内容等について定められた法令の基準に適合する必要があることから、ご案内の講習実施方法等を変更する場合があります。

## § 1 . 講習案内

### 1 - 1 . 受講申込関係書類の配付

- (1) 配付期間 平成 20 年 6 月 26 日(木)～7 月 18 日(金)（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）
- (2) 配付場所 各都道府県の建築士事務所協会
- (3) 配付時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（ただし、最終日の 7 月 18 日は午後 3 時まで。）
- (4) 配付価格 無料（原則として受講申込者 1 人 1 枚）

### 1 - 2 . 受講申込書の受付

- (1) 受付期間 平成 20 年 7 月 1 日(火)～7 月 18 日(金)（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）
- (2) 受付時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
- (3) 受付場所 受講を希望する各都道府県の建築士事務所協会  
※講習会場に余裕のある場合は、対象の都道府県で下記により追加の受講申込を行う予定です。  
申込書追加配付期間：平成 20 年 9 月 1 日(月)～平成 20 年 9 月 26 日(金)  
申込書追加受付期間：平成 20 年 9 月 16 日(火)～平成 20 年 9 月 26 日(金)

### 1 - 3 . 受講手数料（テキスト代を含む）

15,750 円（消費税額 750 円を含む）。

- (1) 受講手数料は、受講しなかった場合にも返還されません。
- (2) 受講資格審査の結果、受講資格なしと判定された方については、受講手数料を返還いたします。

### 1 - 4 . 講習地及び講習日

- (1) 住居地又は勤務先都道府県の希望する講習を選択してください。
- (2) 各講習の受付は申込受付順とし、定員になり次第受付を終了します。各講習で受講希望者が集中した場合は、希望する講習日及び講習地で受講できない場合があります。

### 1 - 5 . 講習地及び講習日の変更

- (1) 講習地及び講習日の変更は、原則として認められません。
- (2) 転勤などやむを得ない事情がある場合に限り変更を認める場合がありますので、都道府県をまたがる講習地の変更は変更希望先の各都道府県建築士事務所協会へ、同じ講習地での講習日の変更は申込みを行った各都道府県建築士事務所協会へ、受講予定日の 1 週間前までに申し出てください。

### 1 - 6 . 講義の構成

- (1) 講習は、テキストを使用した 1 日の講義（5 時間）と修了考査（1 時間）の構成により実施します。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 講習は下記の内容で行われる予定です。
- (4) 講習開始時間等の当日のスケジュールは、講習会場により異なりますので、講習を開催する各都道府県建築士事務所協会へお尋ねください。（講義時間・講義内容の変更はありません）

講習スケジュール（受付開始 8 時 30 分、受講説明 9 時 10 分、終了時間 17 時 30 分）

項目	内容	時間
受講説明	講習概要の説明、注意事項の説明	20 分
講義	建築士法その他の関係法令に関する科目	90 分
	建築物の品質確保に関する科目	210 分
修了考査	建築士法その他の関係法令に関する問題を複数問 建築物の品質確保に関する問題を複数問 ○×方式（テキスト持込可）	60 分

## 1-7. 修了者の発表

- (1) 修了者の発表は、各講習実施月の翌月末頃を予定しています。(但し、8月に受講された方の発表は、10月末の予定です。)
- (2) 修了者の発表は、本人に通知することによりお知らせします。その際、修了できなかった方(欠席者は除く)にもその旨通知します。講習の修了者については、「修了証」の発行をもって修了の通知に代えることとします。
- (3) 修了者の氏名・受講番号を記載した修了者一覧表を、各都道府県建築士事務所協会及び当センター各支部の事務所に掲示するとともに、当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp>) に受講番号を掲載します。
- (4) 修了者審査問題及び合格基準点等の公表については、平成20年12月末頃に、各都道府県建築士事務所協会及び当センター各支部の事務所に掲示すること等により行います。

## §2. 受講資格

### 2-1. 受講資格について

- (1) 建築士として3年以上の設計業務(設計・工事監理)に従事した者。
- (2) 建築士として3年以上の国土交通省令で定める業務に従事した者。
  - ① 建築工事契約に関する事務
  - ② 建築工事の指導監督
  - ③ 建築物に関する調査・鑑定
  - ④ 法令若しくは条例に基づく手続きの代理

### 2-2. 実務経験年数の計算について

- (1) 実務経験年数を計算するに当たっては、建築士免許の登録日から平成20年7月31日(木)までを、実務期間として算入することができます。
- (2) 実務期間には、長期の療養や行政処分等により業務を行っていない期間を算入できません。
- (3) 実務期間の中で、同一時期に複数の物件の実務を行っていた場合には、実務期間として重複することはできません。

## §3. 受講申込み

### 3-1. 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書(所定の用紙)
- (2) 写真3枚  
無帽・無背景・正面上3分身を写した証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)で、平成20年3月以降に撮影したもの3枚。  
写真の裏面に講習地の都道府県、氏名を記入し、受講申込書の所定の欄に張付けしてください。
- (3) 受講手数料払込受付証明書  
所定の振込用紙を使用し、必ず個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される振替払込受付証明書を添付してください。
- (4) 受講資格を証明する書類(区分により下記の書類が必要です。)

区分		受講資格を証明する書類
I	管理建築士でない方	① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書
II	管理建築士で 管理建築士としての業務期間が3年未満の方	① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書
III	管理建築士で 管理建築士としての業務期間が3年以上で事務所登録が(新規)の方	① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書 上記②に代り、下記の書類でも可とします。 a. 受講申込者が3年以上管理建築士として記載されている建築士事務所登録申請書(副本)の写し(管理建築士の略歴書を添付) b. 実務経歴証明書(第三者証明不要)
IV	管理建築士で 管理建築士としての業務期間が3年以上で事務所登録が(更新)の方	① 建築士免許証の写し ② 実務経歴証明書 上記②に代り、下記の書類でも可とします。 a. 受講申込者が3年以上管理建築士として記載されている建築士事務所登録申請書(副本)の写し(業務概要書、管理建築士の略歴書を添付) ※更新登録後3年未満の場合は、前回の建築士事務所登録申請書(副本)の写し(業務概要書、管理建築士の略歴書を添付)も添付して下さい。

- ① 実務経歴証明書は、下記(イ～ハ)の第三者による証明が必要となります。
  - イ. 本人が建築士事務所に所属している場合は、当該建築士事務所の管理建築士。
  - ロ. 本人が管理建築士である場合は、事務所内の他の建築士。
  - ハ. 個人事務所などの場合で、上記による証明が取得できない場合は、事務所外の建築士。  
(※虚偽の証明をした場合は、建築士として、処分を受けることがあります。)
- ② 建築士免許証を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、登録証明書等でも可とします。

### 3-2. 受講申込方法

#### (1) 受付会場での受講申込

受講申込書に同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入の上、希望する講習地の都道府県建築士事務所協会に持参して下さい。

(申込書記入内容、証明書等の確認を行いますので、本人がご持参ください。)

#### (2) 受講申込に関する注意

- ① 受講申込書等における記載内容の不備なもの(申込者氏名が自署でないもの等)及び必要書類のそろっていないものは受付をしない場合があります。
- ② 婚姻等の理由で、証明書等の氏名が変更になっている場合には、戸籍抄本(謄本)等氏名の変更が確認可能な書類を受講申込書に添付してください。(抄本・謄本に代わる個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。)
- ③ 受講申込により提出した書類については、受講資格なしと判定された場合を除き、返還しません。

### 3-3. 受講票の発行

- (1) 受講票は申込書と引き換えに、講習申込場所の各都道府県建築士事務所協会が発行いたします。
- (2) 受講票を紛失すると受講できない場合があります。また、この受講票を次回以降の管理建築士講習の受講申込時に提出することにより、受講資格を証明する書類などの提出を省略することができます。
- (3) 受講資格審査で受講資格がないと判定された方については、受講手数料、受講申込書類を返還いたします。

#### 受講申込書受付場所・問い合わせ先

事務所名	〒	所在地	電話
(社) 鳥取県建築士事務所協会	680-0022	鳥取市西町2-102	西町フロインドビル 0857(23)1728
(社) 島根県建築士事務所協会	690-0883	松江市北田町35-3	建築会館 0852(23)2582
(社) 岡山県建築士事務所協会	700-0824	岡山市内山下1-3-19	建築会館 086(231)3479
(社) 広島県建築士事務所協会	730-0013	広島市中区八丁堀5-23	オガワビル 082(221)0600
(社) 山口県建築士事務所協会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館 083(925)6701
(社) 徳島県建築士事務所協会	770-0931	徳島市富田浜2-10	徳島県建設センター 088(652)5862
<b>(社) 香川県建築士事務所協会</b>	<b>760-0026</b>	<b>高松市磨屋町6-4</b>	<b>香川県建設会館 087(821)4280</b>
(社) 愛媛県建築士事務所協会	790-0002	松山市二番町4-1-5	建築士会館 089(945)5200
(社) 高知県建築士事務所協会	780-0870	高知市本町4-2-15	高知県建設会館 088(825)1231

#### 問い合わせ先

事務所名	〒	所在地	電話
(財) 建築技術教育普及センター本部	104-0031	東京都中央区京橋2-14-1	03(5524)3105
中国四国支部	730-0051	広島市中区大手町2-11-15	新大手町ビル 082(245)8055

事務所名	〒	所在地	電話
(社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀2-21-6	八丁堀NFビル 03(3552)1281

インターネットホームページで、制度案内、受講に関する情報を提供しています。 <http://www.jaeic.jp/>

#### 香川県建築士事務所告知スペース

#### 受講申込及び講習会場案内

##### 1 受講申込案内

(社)香川県建築士事務所協会事務局  
高松市磨屋町6番4号  
(香川県建設会館3階)

##### 2 講習会場案内

- (1) 会場コード7B-01
- (2) 講習日10月28日(火)
- (3) 高松商工会議所  
高松市番町二丁目2番2号